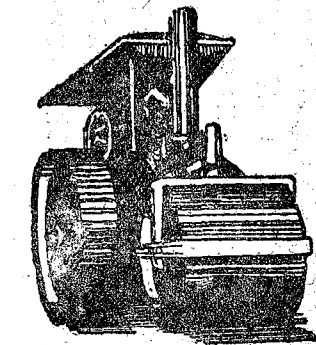


道路街路の名稱に對する批難の批難に就て

復興局書記官 菊池慎三



道路街路の名稱に關する卑見が路政當局者の注意を喚起したことは吾人の喜びとする所である。従つて之に對する本誌第九號幡川氏の批評は興味を以て迎へたのであるが、不幸にして賛同し難い點がある、且街路名町名の變更及地番整理に復興事業の遂行と共に徹底的に斷行して、日常生活の不便不

都合を一掃することは當面の急務である、東京市當局は現に或程度の努力調査を續けて居るのであるから、復興局とは云はず土木局と云はず地方局と云はず、之に和富の聲援助言をして、路政の改善日常生活の利便を増進するに努むべきは當然の職責である、此點に付ては卑見の全部は尙未だ述べ盡さないものであるから、再三貴重なる紙幅を瀆して讀者諸君に相濟まないものであるが、卑見を述べて路政關係者の再考を促し

たいのである。

二

道路街路の名稱を定むることに關する行政の主管は當然道路系に求めたのであるが、嚴密に云へば路政當局者は路線名を問題とするので道路名街路名には關與しないのかも知れない、道路と路線の觀念を區別し道路に關する法律關係行政關係を明にすることは固より必要な事である。併し吾人の日常生活に密接なる關係を有するものは路線に非ずして道路自體である此の點から路線名なるが故に世間不通の名稱を探つたのだと辯解せられるならば吾人敢て異存はない、唯別に道路名街路名を道路行政以外の行政に於て公定するの急務なるを思ふ丈けである、一體道路行政が路線行政なるが如くに考へる仕方には吾人の與し難い所もある、道路の延長線が重要であると同一程度に幅員線も重要である、道路法は道路の區域なる觀念を設けて居る、然るに都市計畫事業として街路の新設擴張の計畫確定すると其の豫定計畫用地は地方長官の許可を受くるに非ざれば何等の工事を爲すを得ない制限を受ける更に之を告示すれば計畫道路敷地の境界線は建築線としての効果を生じて、告示の日以後に於ては之より突出す建築物の

新築増築は禁止せられるのである、都市計畫として街路の新設擴張を決定する場合には常に此の工事制限及建築線の効果を眼中に置くのである、道路法制及行政が延長線に殆ど全力を傾注するの感ある一方幅員線の效果に付て考慮を拂はないのは片手落である、道路法制及行政の缺陷の一部を都市計畫法制及行政に於て補充するは止むを得ない、併し本誌第九號に吾人は道路沿道の制限に付論じた如く、一切の道路に付て建築線及工事制限其他沿道利用の關係を一般道路行政の立場から相當に規律して行くに非ざれば、道路法制及行政の組織的確立は未だ其の目的を達しないのである。

三

吾人の求むるものは道路の名稱である、夫れ道とは須臾も離るべきに非ざるなりで、吾人の日常生活に最も密接なる關係を有する公共營造物である、此の故にこそ道路改良會は道路愛護道路尊重の宣傳普及に努めるのである、路政當局者が道路名街路名は關せざるなり、路線名あるのみとするならば行政を以て實生活に適當ならしむるに努むる進歩的行政當局者の贊同せざる所である、況んや路線名であつた所で世間不通の名稱を擇ぶべき理由は毫頭ない、道路臺帳には路線名の

外に起點終點主要なる經過地は別に表示することゝなつて居る、何も「起點より終點に至る路線」と云ふ形式を以て一貫する必要はない、道路法施行令第六條を見ても路線認定の告示には路線名並路線の起點終點及重要なる經過地を表示すべしと規定してある、内務省の國道路線の告示の如きは此の規定の精神に違反して居るとも云へる、國道路線に命名するの煩を避けて直に起點終點を擧げ起點より終點に至る路線の形式で一貫し、路線名兼起點終點の表示として大に事務簡捷をやつた積りか知らないが、國道路線に名稱すら附せず道路虚待をやつて居ると非難する餘地がある、

不用意千萬な話で内務當局自ら路線命名を忘れ若は怠つて居ると云はれても致し方があるまい、顧みれば既往に於ける道路行政は専ら路線認定を事としたもので、實質的道路の改善發達に對しては未だ十分手が伸びて居ない、クラシフィケーションの行政ノーマンクラチユアーの行政であつたが、ノーマンクラチユアーの範圍に於ては路線命名に付き用意十分ならざりしことは争ひ難い事で、道路改良費の運命危ぶまれる今日其の殘されたる仕事として路政當局者に從來の路線名の徹底的改善を遂行すべきであらうと思ふ。

四

名稱を選ぶには觀念の全部を表示するが如きは、不可能の場合が多く、可能なる場合にも拙劣冗長世間不通の名稱となつて結局命名の本義に戻るのである、名稱は、勿論、定義ではない、名稱に必ず起點終點を表示せねばならぬ事はない、又路線と道路とは觀念を異にし、路線の重複は之を認めるが道路は一あるのみで重複を認めない、道路法第十六條に上級の道路と下級の道路と路線が重複する場合に於ては其の重複する部分は上級の道路とすとの規定は之を類推して、同級の道路の路線が重複する場合に於ては、其の重複する部分は、最も重要な路線の道路とすと解すべきであらう、従つて例へば京濱國道の名稱を單に東海道（所謂東京市より神宮に至る路線）の一セクションの名稱とするが、之に加へて縣廳に達し更に横濱港に達するまでを包含したる名稱とするかは命名の上に別段困難な事ではない、固より橋善は橋本善次郎であり公簿上の名稱は直に通俗の名稱を採用し得ない場合もあらうが國民の耳に熟した名稱を採用することが好ましい、橋本善次郎でも世人は使用するのである、遠からん者は音にも聞け近からん者は目にも見よ我こそは桓武天皇九代の後裔何と

か」の何とかは今日には通用しない、何代前から天プラ屋を管む橋本善次郎」も之は名稱ではない、干遍一律「道路とは起點と終點とを連絡する交通施設」なりと小學校の作文にでもありさうなものを其の儘名稱として、能事終れりとするならば吾人の與し難い所である、道路は學校や橋梁とは違ふ、簡單な名稱は付けられるものでないとは幡川氏の謂ひ過に非ざれば不條理極まる言葉である。

五

本年三月二十八日の特別都市計畫區委員會は田邊通信局長の發議が基礎となつて、「行政區、域町名及地戸番の整理を此の際斷行せられたし」との希望を滿場一致可決した、吾人が道路に愛すべき親しむべき風韻ある詩趣ある、名稱を附したいと謂ひ、道路管理者青嵐宗匠に俳句になる名稱を選ばれたいと要望したのは、決して命名の範圍を局限するものではない、星や董のみが詩趣では勿論ない、且名稱の適否熟否風韻如何は必ずしも其の語數にあるのではない、數字を名稱中に入れた所で決して殺風景となると限らない、一つには慣例と吾人の耳の熟否である、權兵衛平八は田吾作の名前らしいが最早今日では山本伯東郷侯を聯想して異様ではない、世界第

二の大都市紐育の代表的街路たるフィフスアヴェニューブロードウェイが、廣路とか第五大通りと譯すればタワイもないと云はれるが、第五號路線廣路第一何々より何々に至る路線は到底世人の通用しない所であらうが、五番町五丁目麻布十番とか上野廣小路となれば吾人は敢て異存はない、九十九橋の如き風韻豊かなる數字名もある、第何號國道東京市より千葉縣、座所在地山梨縣廳所在地に至るの路線では未來永劫國民は之を名稱なりと認定しないことを恐れるのである、何故に千葉街道甲州街道が不都合であるか吾人の解し得ない所である。

六

幡川氏は道路や街路の名稱は世界何れの國でも困り抜てい居ると謂はれたが、併し大した困難はない、此れ位の仕事を片づけるは幡川氏には朝飯前の事であらう、論より證據世界文明國の何れの都市と雖街路に名稱を附さない所があらうか露國獨逸の經營を引繼いだ大連旅順青島には各街路の露名獨名を悉く日本名に改稱し、聊か軍閥主義的な名稱ではあるが支障なく名稱を附して居る、市役所通り數寄屋橋の通り吳服橋の通りの如き唯一一定の公稱なきを恨むのである、名を考へ

れば馬場先通二重橋通鍛冶橋通日比谷通大手門通りの名稱の中でも差支ない、丸の内界隈は尙公簿の上では有樂町八量洲町永樂町であらうが、三菱地所部は困り抜いて別に丸の内仲通り南通りとして各ビルヂングに番號を附して居る、丸ビルを知らないものがあるまいが、夫が何町の何番地なりやは勿論のこと何街にありやも之を一言で示す公の名稱なきに困るであらう、ウエルトハイムはライプチガーストラッセからボツダマーブラツに在り、セルフリツチはワナメーカーはブランタンはと云つても一度伯林に巴里に倫敦に紐育に足を入れ

た者は直に公の地域名稱を以て指呼し得られるのである、此の點に進めば吾人は獨り路政當局者に要理するに止まらぬい、地方局も亦多大の責任がある、明治四十四年三月市制町村制の改正と共に内務省訓令第二號市町村内地の字名改稱變更取扱方を訓令して、市内の町名は明治十四年第八十三號公達の趣旨に依り容易に改稱變更すべきものに非ず、止むを得ざる事實ありて改稱變更を必要とするものに限り一定の手續に依れと訓令して居る、没常識にして時代の進運に隨伴するを得ない固陋舊式の地方局當局者の態度が此の訓令にも現はれて居る、正に時代錯誤の訓令である、幕政時代に於ては江戸八百八町の當時の街路の名稱は系統あり組織あり風韻あ

り而も日常生活にも亦不便はなかつた、維新以降生活狀態の激變交通關係の變更街路の改造に伴つて街衢の面目が改まつたに拘らず、依然名稱變更を爲さないが故に、而も内務當局は止むを得れば變更改稱すべからずとするが故に、市民は名狀すべからざる不便困難を感じ、東京市内居住殊に中小住宅居住者を訪ぬるの困難は萬人異論のない所である、恐らくは守舊頑冥なる地方局當局者と雖も今日の東京の町名の變更改稱は止むを得ざる事實ありに該當するものと澁々ながら承認することであらうと思ふ。

七

幡川氏は復興局の懸賞募集で決定した橋梁の名稱を平凡極まると罵倒されたが元より奇抜な名稱が望ましい譯ではない、吾人には名にしをはいざ言問はんの言問橋、君は今駒形あたりの駒形橋、地名を機つた藏前橋清住町と中洲町とに架する清洲橋夫々に適當な名前であると思ふ、湯島の聖堂にちなむ聖橋は聖堂橋の案もあつたが、水道橋と語呂の誤を生ずる恐れがあるのでひぢり橋と決定した萬世橋（橋梁にはよろづよばしと書いてある）昌平橋に聖橋お茶の水橋と對稱して結構な名稱である、固より「東京市より千葉縣廳所在地に

達する路線」の如き名稱の體を成さざるものとは同日の談ではない、幡川氏が伊太利の十一月二十五日通りを窮した命名だと一笑されたが、羅馬のヴィアヴェンチセツテンブレイは正に其の意味に九月二十日通りであるが、吾人は茲にも風韻聯想の湧くが如きを覺える、十日町三日町の流の名前は吾人

にも親しみ難いとは謂はれない。時は千八百七十年九月二十日サルデニア王ヴィクトロエマニエロがカヴール・ガルバルデー等多年の活動の結果此の街路を通つて羅馬市に入城して、伊太利統一の大業を完成したのである、獨逸の各都市にビスマルクの紀念像がありビスマルクと名づくる街路が其處此處にあると同じく、伊太利統一のエンマニエロの紀念像は各都市に多い、之を更に念々利那國民をして忘れざらしめるが爲に街路の名稱としたのである、日本國民が明治大帝に對する追慕の情と明治神宮に對する崇敬とを思ひ合せば獨逸統一伊太利建國に對する愛國心の發露は理解し難くはない、沿道に大藏省陸軍省英國大使館が高く聳立し一路キリナーレ街から王宮に列なり、羅馬の名所たるトリトニの泉のある廣場やバルベリニの宮殿やキリナーレの廣場も遠くはない、單に文字の意味のみに依つて名稱の當否を斷ぜられる幡川氏はいざ知らず、伊太利國民は謂ふ迄もなく、由緒を案内記で知

る漫遊旅客にも羅馬の代表的街路として、ヴィアヴェンチセツテムブレイの名稱に無限の風韻詩趣聯想が湧くと云つて差支はない、勿論我一切の道路臺帳上の路線名には之に比較すべき價值あるものはない。

八

考へれば路改の當局者は吾人の日常來往し親しむべく愛すべき街路に名稱を附するの勞すら之を惜んで、暗黒不明に葬らんとし、達識ある幡川氏すらが道路街路に命名することに贊同を躊躇せられる、路改の前途を考へて嘆息せざるを得ない、東京の現状名稱を有せざる街路混亂した町名に此の儘にして止むを得ないものがある、敢て路改の當局に地方局の當局に參考として申上るが、歐米の都市は街路名稱の命名及變更には多大の努力を拂つて、市民の利便と人生の幸福増進に意を用ゐて居る、伯林の新市街にはゲーテシラーカントモムゼンライブニツツビスマルクザビニー其の他敬慕すべき故人の名を用ゐて居る、巴里の旅行案内には大戦後巴里の街路の改稱されたものが多いから、人を訪ねるに注意しろと書いてある、保守的傳説を固守する英人ですらも倫敦カウンチーカウシルの倫敦統計書第二十六卷千九百十五年乃至千九百二

十年の二百八十八頁に依れば街路の名稱地戸番整理事務の件數左表の通りである。

區 別	一九四四年	一九五一年	一九五六年	一九五七年	一九五八年	一九五九年
新に名稱を附したる街路	一九	五九	三元	一		
名稱を變更したる街路	八一	四〇	九	八	七	一六
地番の改正を爲したる街路	八六	五四	一四	一〇	二	一七
戸番の改正を爲したる家屋	二、四三	一、四八一	三三三	五〇八	二〇八	五九〇
重復する名稱の廢止	一〇二	五	八	一八	六	一五

以此觀之街路名稱及地戸番の整理は大都市に於ては一の系統的行政部門となすべき價值及必要があるのである、路政當局者及地方局當者は之を如何に考へられるか伺ひたいものである。(一三、九、二九)

追記 明治四十四年三月内務省訓令第二號を改正し、

市町村當局に勸告して現代都市生活の必要に従ひ、街路名及町名を同一とし、地番を整理する事は喫緊の要務である。

街路名及町名の選擇には現在の町名を参考とすべきであるが往々選擇に漏れた町の人々の反對があることを豫期せ

批判

ねばならない、現在の町名は舊幕時代の五人組制度を引繼いだ町會町總代などの關係があり、謂はゞ町とは共同生活の最小單位であり、自治制の根源である、所が今日になつては生活關係營業關係は從來の各町々の區域より一層廣い範圍に亘るものを單位とする方が適當であり、又表通と裏通又は横町との關係よりも同一街路の關係が一層密接である、街路照明でも中元歳暮の賣出しでも店飾の施設でも一定の區域の同一街路が單位となつて居る、反之郡部の大字は共同生活の最小單位としては概して廣きに過ぎる。街路に依て之を細分し、地番を整理する必要がある、街路名の改稱及選擇は此の故に將來の最小單位の行政區劃共同生活の利便町會町總代等の制度と合せて考慮し決定すべきである、即街路名稱の問題は都市自治制の根本に觸れる、重大問題とも考へ得られる、吾人は久しく我地方局當局に地方行政改善の望み難きことを痛感するものであるが、街路名稱地番整理の問題の如きも之を徹底して都市自治の根源として考へ、名稱の選擇に國民的理想國民の憧憬歴史記念人に對する敬慕の表示までも考慮し、細心周密なやり方をする卓越したる民政家の出現は之を將來に待つの外でないであらうか。